

年金積立金管理運用独立行政法人業務方法書の変更(案)新旧対照表

新	旧 (参考)
第1章 (略) 第2章 資金等の管理及び運用 (管理及び運用の基本的考え方) 第5条 (略) 2 管理運用法人は、前項に掲げる事項に留意しつつ、次の各号に従い年金積立金の管理運用業務を実施する。 (1) ～ (12) (略) (13) 管理運用法人は、オルタナティブ資産への投資をL P Sへの投資により行う場合には、以下に掲げる要件を満たす方法によるものとする。 <u>ア 特定の個別案件のみに投資することを目的に組成されるL P Sではないこと（新たに組成されるL P Sへの投資については、L P Sの組成時には複数の案件に投資することを想定していたが、その後、経済情勢の変化等により投資が行われなかったため、結果的に個別案件のみに投資することとなったものを除き、既に組成されているL P Sへの投資については複数の投資対象に分散投資されているものに限る。）。</u> <u>イ L P Sが投資対象とする案件については、管理運用法人の投資分は、L P Sの投資対象が発行する有価証券の種類ごとについて50%以下であること。ただし、議決権の保有割合が50%以下であることを前提に、L P S等による投資が投資対象の経営に関与する懸念がない等、管理運用法人が支配的な地位にないことが明確であるとして、経営委員会の議決を経た場合は、投資が可能であること。</u> <u>ウ 投資するL P Sが不動産を直接保有するものではないこと。</u>	第1章 (略) 第2章 資金等の管理及び運用 (管理及び運用の基本的考え方) 第5条 (略) 2 管理運用法人は、前項に掲げる事項に留意しつつ、次の各号に従い年金積立金の管理運用業務を実施する。 (1) ～ (12) (略)

新	旧（参考）
<u>エ L P S への投資を行う場合は、経営委員会への事前及び事後の報告を行うこと。ただし、経営委員会が定める一定規模以下の出資の場合には事後の報告とすること。</u> <u>オ L P S への投資については、投資対象分野、投資額、投資期間など必要な情報を開示すること。</u> <u>（１４）管理運用法人は、第１１号に定める運用において個別法第２１条第１項第６号から第９号までの運用方法（以下「デリバティブ」という。）により運用を行う場合には、次の各号に掲げる方法により行うものとする。</u> <u>ア 現在保有し、又は保有することが確定している原資産（以下「保有原資産」という。）の価格変動の危険防止又は軽減のために行う、保有原資産の処分の一時的な代替（イにおいて「売りヘッジ」という。）又は保有原資産の取得の一時的な代替（イにおいて「買いヘッジ」という。）であること。</u> <u>イ デリバティブの想定元本は、売りヘッジの場合には、資産配分変更のために処分しようとしている保有原資産の当該変更額の範囲内に限ることとし、買いヘッジの場合には、資産配分変更のために取得しようとしている保有原資産の当該変更額の範囲内に限ること。</u> <u>ウ デリバティブにより運用を行っている間は、毎日、リスク量を測定するとともに、システムによる監視及び当該デリバティブの運用担当者以外の者による確認を実施すること。</u> <u>エ デリバティブによる運用は、開始後概ね３月以内に経営委員会に報告すること。ただし、ア及びイに該当する場合であって、経営委員会に報告していない投資手法や取引体制に基づくデリバティブにより運用を行う場合には、事前に経営委員会に報告すること。</u> <u>オ 常勤の監査委員は、やむを得ない場合を除き、デリバティブの投資を決定する会議の場に同席するとともに、リスク量の変化などデリバティブの</u>	

新	旧（参考）
<u>利用状況を確認し、その結果、適当でないと認めるときは遅滞なく、経営委員会に報告すること。</u> <u>（１５）～（１７）</u> （随意契約） 第１０条 管理運用法人は、第７条及び前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。 （１）（略） （２）第５条第２項第７号、第９号、第１２号及び<u>第１６号</u>の規定に基づく選定を行ったとき （３）～（７）（略） 第１１条～第３０条（略）	<u>（１３）～（１５）</u> （随意契約） 第１０条 管理運用法人は、第７条及び前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、随意契約によることができるものとする。 （１）（略） （２）第５条第２項第７号、第９号、第１２号及び<u>第１４号</u>の規定に基づく選定を行ったとき （３）～（７）（略） 第１１条～第３０条（略）

附 則（平成 30. . 変更）

この変更は、平成 30 年 月 日から施行する。